

議長総括

第6回日中韓消費者政策協議会

2014年7月3日－4日

東京、日本

1. 我々、中華人民共和国国家工商行政管理総局、日本国消費者庁及び大韓民国公正取引委員会（国名アルファベット順、以下、「3機関」と呼ぶ。）は、2014年7月3日、4日、東京（日本）において第6回日中韓消費者政策協議会を開催した。
2. 日中韓消費者政策協議会は、3国の消費者政策担当者が一堂に会し、各国の消費者政策や国境を越える消費者問題等について情報・意見交換することを目的として発足したものであり、平成16年9月にソウル（韓国）で第1回会合が開催されたのを皮切りに2年ごとに各国持ち回りで開催されている。
3. 第1回会合から第5回会合においては、①各国の消費者政策及び法執行の枠組み、②消費者安全に関する情報共有と協力、③国境を越えた紛争の解決に関する協力等について議論を行い、④消費者安全に係る情報交換や⑤越境消費者問題における協力について議論を継続すること等で合意した。第2回会合においては、消費者政策分野における情報交換及び協力を促進し、友好関係を更に強化するため、新たな政策・法律・規則や消費者紛争における顕著な問題に関する情報交換、国境を越えた消費者紛争解決に関する協働への努力等を含んだ覚書案について基本的に合意し、その後、署名の上発効した。
4. 今次会合においては、各国の消費者政策及び法執行の状況や、高齢者の消費者被害の状況についての情報交換を行った。さらに、越境取引における消費者相談に関する討議も行った。その結果、3機関は、越境取引に関する消費者相談に対応するための仕組みが機能するかどうかの実現可能性についての検証を実施することで、合意した。また、3機関は、越境取引に関する消費者相談対応のネットワーク作りについて継続して議論するために、各国において、適切な担当者を指名することで合意した。